

2025 甲賀市商工会共同広告事業助成金規程

(目的)

第1条 甲賀市商工会会員または甲賀市内に店舗を持つ小規模事業者（以下、会員等）が、自らの事業の振興を目的として、共同で広告事業を実施する場合、商工会が助成する。

(共同の定義)

第2条 本規定での共同広告事業とは、会員等が直接的に企画・実施する広告事業で、参加事業所数が8者以上である場合を云う。

(対象事業)

第3条 助成対象事業は第1条の目的を達成するための事業とする。

2 他の補助金を受けて実施する事業は含まない。

3 同一共同体による事業への助成は同枠1回のみとする。

4 他共同体であっても、年度内に利用した事業者が属する場合は その共同体の事業者数として含めない。

(利用回数の制限)

第4条 この規定は、同一事業者の利用について1回を限度とする。

(対象となる期間と経費)

第5条 令和7年7月1日から令和8年1月31日までの間に、甲賀市内を対象とし、共同で実施した広告事業費について対象とする。（印刷代＋新聞折込費（税込み価格）に限る。）

(助成金額)

第6条 助成上限額は20万円とし、総事業費または参加事業者数×20,000円のいずれか少ない金額とする。

(助成申請)

第7条 助成の申請は、次に定める期間内に、必要書類によって行わなければならない。

(1) 申請の受付期間 令和7年12月8日（月）午前10時より12月12日（金）午後5時まで。ただし、予算額まで先着順に受け付けるものとする。

(2) 申請時必要書類

☐ 共同広告事業助成金申請書（様式1）

☐ 誓約書（様式2）

☐ 共同広告事業助成金 参加事業者名簿（様式3）

※その他商工会が必要とする追加書類（都度）

(審査)

第8条 助成の審査は、甲賀市商工会事務局にて行い、審査結果を申請者に通知する。申請内容に妥当性がないと判断した場合、申請を無効とする。

(実績報告)

第9条 事業実施完了後、令和8年2月13日（金）までに、次に掲げる必要書類を揃えて、

甲賀市商工会に報告しなければならない。

(1)精算報告時必要書類

- ☐ 共同広告事業助成金 実績報告書兼請求書（様式4）
- ☐ 共同広告事業助成金 参加者名簿（様式3）
- ☐ 折込広告（作成した物）
- ☐ 領収書など支払に関する証憑書類のコピー
- ☐ 振込口座が確認できる資料（通帳の見開きの写し等）
- ※その他商工会が必要とする追加書類（都度）

（助成金額の確定）

第10条 甲賀市商工会は申請者から事業結果報告を受けた後、速やかにその内容を審査し、助成金額を確定し、通知する。 甲賀市商工会は、助成金額の確定を行った後、助成金の精算を行うものとする。

（その他）

第11条 甲賀市商工会は当該事業助成金について広告事業の実施についてのみ関知する。その他の事柄については共同事業実施当事者間の協議による。

付 則

（実施の時期）

この規定の実施は令和7年11月25日より実施する。

（その他）

その他この定めがない事項については上記交付要綱を参照に、協議して決めるものとする。